

京都市告示第 121 号

平成 20 年 6 月 2 日付けで認可した笹屋町一丁目町内会，平成 28 年 7 月 21 日付けで認可した左京区讃州寺町内会，平成 21 年 11 月 20 日付けで認可した石倉町内会，平成 17 年 3 月 18 日付けで認可した神明区，平成 16 年 2 月 19 日付けで認可した檜原佃地区自治会，平成 12 年 6 月 23 日付けで認可した勸修寺自治連絡協議会，平成 5 年 11 月 18 日付けで認可した鳥居本町自治会，平成 14 年 6 月 13 日付けで認可した桜坂自治会について，地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 30 年 5 月 29 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 笹屋町一丁目町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目 5 5 2 番地	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目 5 4 4 番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
木村 信笹	吉川 忠雄

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目 5 5 2 番地	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目 5 4 4 番地

2 左京区讃州寺町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
浅井 良隆	西村 元秀

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区新富小路通仁王門下る 讃州寺町 2 1 2 番地	京都市左京区新富小路通仁王門下る 讃州寺町 2 1 6 番地

3 石倉町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町 6 2 2 番地 1 3 5	京都市左京区岩倉長谷町 6 2 2 番地 9 5

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
三谷 道治	渡邊 美穂

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町 6 2 2 番地 1 3 5	京都市左京区岩倉長谷町 6 2 2 番地 9 5

4 神明区

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
名所 将宏	国友 晴正

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北周山町上代 2 1 番 地の 3	京都市右京区京北周山町上代 1 7 番 地の 5

5 檜原佃地区自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
園田 恒治	岡田 茂利

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区檜原佃 2 番地 3 6	京都市西京区檜原佃 2 番地 2 7

6 勸州寺自治連絡協議会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
堀井 真史	小宅 義弘

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市山科区勸修寺下ノ茶屋町2 8番地	京都市山科区勸修寺下ノ茶屋町1 4番地

7 鳥居本町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
大谷 光道	臼井 久夫

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区嵯峨鳥居本北代町2 1番地	京都市右京区嵯峨鳥居本六反町1 0番地

8 桜坂自治会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町6 6 2番地 1 1	京都市左京区岩倉長谷町6 7 0番地 3

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
太田 伸也	土井 哲治

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町6 6 2番地 1 1	京都市左京区岩倉長谷町6 7 0番地 3

(文化市民局地域自治推進室)